

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

## 高知厚生年金 事案 609

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成18年3月31日までA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月31日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する賃金台帳及び同社の回答等から判断すると、申立人は平成18年3月31日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、これを確認できる関連資料は無く、事業主が資格喪失日を平成18年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した

場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から7年3月まで

私は、婚姻（平成6年12月）の翌年に国民年金の加入手続を行うとともに、市町村役場の職員から2年分の国民年金保険料を遡って納付できると説明されたことから、家族と相談の上、私又は私の夫が金融機関の窓口でまとめて遡って納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、申立期間の国民年金保険料は、夫の祖母が負担してくれたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金被保険者資格の新規資格取得に係る届出日欄には、「平成7年7月25日」と記載されていることが確認できることから、申立人は、同日に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

しかし、前述の国民年金加入時点では、申立期間のうち、平成5年3月から同年5月までの期間は時効により納付できない期間であり、同年6月から7年3月までの期間は過年度納付によることとなるところ、申立人及びその夫は、申立期間の国民年金保険料をまとめて遡って納付したと述べているものの、過年度納付書の交付、保険料納付時期及び納付金額等について記憶が明確でなく、申立期間における申立人の国民年金保険料の納付状況が不明である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、夫の祖母に出してもらったと思う。」旨を述べているところ、申立人の夫の祖母は既に他界しており事情を聴取することができない上、金融機関が発行した当該祖母名義の口

座に係る「当座性貯金取引履歴明細書」を見ても、前述の加入時点の頃に申立期間の国民年金保険料の納付がうかがわれる取引記録は確認できない。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 高知国民年金 事案 541

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 57 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 57 年 8 月まで

私は、私の妻が国民年金の加入手続を行った際、市町村役場の職員から勧められたことを契機に、当該時点で納付可能な期間の国民年金保険料をまとめて遡って納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 59 年 12 月 14 日以降に払い出されたものと推認され、最も早い払出時点（昭和 59 年 12 月）においても、申立期間は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、保険料の納付金額について記憶が明確でない上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 610

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 41 年 8 月 5 日まで

私は、昭和 39 年 10 月から 41 年 8 月 5 日まで、A 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社には地方新聞の社員募集下段広告を見たことを契機に勤務することとなった旨を述べているところ、昭和 39 年 11 月 13 日朝刊の当該地方新聞を見ると、申立人の主張どおり、同社による求人募集広告が掲載されていることが確認できる。

しかし、A 社が保管する社員名簿には、申立人の氏名は見当たらない上、当時の同僚からも、申立人が同社に勤務していた旨の供述が得られず、申立期間における申立人の勤務状況等が確認できない。

また、オンライン記録によると、A 社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は平成 3 年 4 月 1 日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同社からは、「当社が厚生年金保険の新規適用事業所となるまでは、皆、国民年金に加入するように伝えていた。」旨の供述が得られた。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。